

武雄市告示第6号

令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年1月23日

武雄市長 小松 政

令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、肥料価格の高騰により経済的な影響を受けている農業者の負担を軽減し、営農意欲の向上及び農業経営の安定を図るため、化学肥料の使用量の2割低減に向けた事業（以下「補助事業」という。）を実施する農業者が組織する団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては武雄市補助金等交付規則（平成18年規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助対象経費及びこれに対する補助金の額等は、別表に掲げるとおりとする。

(暴力団の排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、自己又は組織の構成員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、組織若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 補助対象者は、前項第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

3 補助対象者で補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容について、別表の重要な変更欄に掲げる変更をしようとする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

2 前項第2号の規定により市長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第9条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日が経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（次条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

3 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これ

を補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の交付）

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第11条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号及び第6号のとおりとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年1月23日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第5条関係）

補助対象者	補助対象経費	補助金の額	重要な変更	備考
農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体その他市長が適当と認める者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 補助事業を実施する農業者が5人以上であるもの (2) 代表者が定められているもの (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程が定められているもの	令和5年6月から令和5年10月末までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれる肥料（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）に基づく登録又は届出がなされているものとする。）の購入費（以下「令和5年の秋用肥料費」という。）のうち令和3年からの秋用肥料費上昇分に係る経費	（令和5年の秋用肥料費－令和3年の秋用肥料費）×0.85 ※ 算出された補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	1 補助事業の中止又は廃止 2 補助金の増	1 令和3年の秋用肥料費＝令和5年の秋用肥料費÷価格上昇率 2 価格上昇率は、1.4とする。

武雄市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業を実施したいので、武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 金 円を交付されるよう、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A+B)	負担区分		備考
		市費補助金 (A)	その他 (B)	
武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金	円	円	円	
合 計	円	円	円	—

※ 備考欄には、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額した場合には「除税額〇〇〇円うち市費〇〇〇円」を、当該税額がない場合には「該当なし」と、当該税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

※ 事業費については、消費税額及び地方消費税額を含む金額を記入すること。

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・肥料価格高騰対策事業取組計画書
- ・化学肥料低減取組計画書
- ・参加農業者名簿
- ・発注日及び請求額等が分かる書類
- ・必要に応じて、申請者の組織運営に関する規程

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

(注) 本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない
場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知があった 年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

(注1) 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の部分は、消去すること。

(注2) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に置き換え、事業計画及び経費の配分が変更前と変更後で比較ができるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しな
い場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった 年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の成果

（注）記以下は、補助金交付申請書の様式に準じて作成すること。

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

（注）本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない
場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった 年度武雄市
肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金について、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援
事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	確定補助金額	金	円
	（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）		
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）消費税仕入控除税額の計算基礎となった資料、その他参考となる資料を添付すること。

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

(注) 本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
（手書き）する場合は押印不要。（本人が自署しない
場合及び法人の場合は押印が必要）

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった 年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳	確 定 額	金 円
	交 付 済 額	金 円
	今 回 請 求 額	金 円
	残 額	金 円

(振込先)

金融機関名	銀行・農協・組合・金庫		店・支所・出張所	
預金口座	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ			
	名 称			

年 月 日

武雄市長 様

補助事業者

住 所

氏 名

電話番号

(注) 本人（法人格のない団体の場合は代表者）が自署
(手書き)する場合は押印不要。(本人が自署しない場合及び法人の場合は押印が必要)

年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金として、下記の金額を交付されるよう、令和5年度武雄市肥料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請求額	金	円
内 訳	決 定 額	金 円
	交 付 済 額	金 円
	今 回 請 求 額	金 円
	残 額	金 円

(振込先)

金融機関名	銀行・農協・組合・金庫		店・支所・出張所	
預金口座	1 普通	2 当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ			
	名 称			

(注) 「概算払」で交付する場合の様式である。